

# 丸亀市まちなか再生未来ビジョン策定業務委託

## 公募型プロポーザル実施要領

### 1. 業務の概要

#### (1) 業務名

丸亀市まちなか再生未来ビジョン策定業務委託

#### (2) 業務内容

「丸亀市まちなか再生未来ビジョン策定業務委託 仕様書」のとおり

#### (3) 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

### 2. 委託料上限額

本業務に係る費用は、10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

### 3. スケジュール

募集開始 (実施要領の配布)	令和6年4月1日(月)から (令和6年4月15日(月)までホームページで公開)
質問書の受付	令和6年4月1日(月)から令和6年4月8日(月)まで
質問に対する回答	質問受付後1週間程度で随時ホームページ上において公開
企画提案書の提出	令和6年4月25日(木)まで
プレゼンテーション	令和6年5月7日(火) (※変更する可能性がある)
受託候補者の決定	令和6年5月10日(金)(予定)(メール、郵送にて通知)
委託契約の締結	令和6年5月13日(月)(予定)

※事務の都合により変更する場合がある。

### 4. 質問の受付及び回答

#### (1) 受付期間

令和6年4月1日(月)から令和6年4月8日(月)17時まで(必着)

#### (2) 提出方法

質問書(様式2号)に記入の上、受付期間内に電子メール(12. 問合せ先 参照)にて提出すること。この期間・方法以外の質問は受け付けない。

#### (3) 質問への回答

公平を期すため、質問書による質問内容及び回答は随時本市ホームページに掲載する。

#### 4. 提案資格

本業務に係る企画提案に提案できる者は、次に掲げる事項を全て満たすこととする。

- (1) 法人格を有するものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 所得税又は法人税、消費税又は地方消費税、市税又は主たる事務所がある市町村の市町村税の滞納がないこと。
- (4) 公募開始の日から契約締結の日までの間において、会社更生法及び民事再生法等に基づく再生または更生手続きを行っているものではないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号第 3 条又は第 4 条の規定）に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用している者でないこと。

#### 5. 参加申込書・企画提案書等の作成及び提出

##### (1) 提出書類・必要部数

名称	提出部数	様式
①参加申込書兼宣誓書	原本 1 部	様式 1
②会社概要		任意
③担当者の経歴		
④業務スケジュール		
⑤実績確認書		
⑥業務実施体制		
⑦登記事項証明書（写し可）		
⑧前事業年度の国税及び地方税（県税、市税）の滞納のない証明書（写し可、3か月以内のもの）		—
⑨企画提案書	原本 1 部、副本 6 部	様式 4
⑩企画提案書を補足するための資料 (A4 任意様式、必要に応じて提出)	原本 1 部、副本 6 部	任意
⑪見積書（内訳を詳細に示すこと）	原本 1 部、副本 1 部	任意

##### (2) 提出期限、提出方法及び提出先

提出期限 令和 6 年 4 月 25 日（木） 17：00 まで

提出方法 持参又は郵送にて提出すること

提出先 〒763-8501 香川県丸亀市大手町二丁目 4 番 21 号  
丸亀市都市整備部都市計画課 まちなか再生推進室

## 6. 審査

### 一次審査

提案者が4社以上ある場合は、提出書類を精査し市が設置する審査委員会において上位3社を選定する。3社以下の場合は一次審査を省略し、二次審査にて受託候補者を特定する。一次審査の結果については、速やかに全ての提案者に通知する。

## 7. 受託候補者の特定手順

### (1) 審査方法

市は関係書類の審査に当たり、市が設置する選定委員会において必要な審査を実施する。選定委員会では、提出された企画提案書について評価基準に基づいて審査を実施し、優先交渉権者を選定する。

### (2) 書類・プレゼンテーションによる審査

提出された参加申込書について確認の上、参加資格の確認が取れた事業者に対し、以下のプレゼンテーションの参加確認通知とともに、時間・場所をメールにて通知する。交渉権の順位を決定は、企画提案についてのプレゼンテーションを実施し、評価基準に基づいた評価のうえ決定する。

①実施日 令和6年5月7日（火）（※日程は変更となる場合がある）

※プレゼンテーションは1社20分以内、質疑応答10分とする。

②会場等 時間及び場所の詳細については別途、参加確認通知とともに連絡する。

③出席者 3名以内

④発表等 プレゼンテーション終了後、質疑応答を行う。なお、プロジェクター、スクリーン及び電源は準備するが、その他の機器（パソコン、レーザーポインター等）が必要な場合は持参すること。

### (3) その他

①プレゼンテーションは、企画提案書に基づき実施すること。企画提案書に記載のない追加提案は認めない。企画提案書の内容を説明するためのパワーポイント等の作成・使用は認める。

②選定委員会は非公開とし、審査結果については後日ホームページにおいて公表する。

## 8. 評価方法等

### (1) 審査手順

ア 審査委員会において、提案内容の評価を評価基準(別紙1)に基づき審査する。委員ごとに評価点を集計して順位付けした結果、1位が一番多かった提案者を優先交渉権者とする。また、1位の委員が同数であった場合は、評価点の合計が多い提案者を優先交渉権者とする。

イ 交渉権第1位に選定された委託予定者とは、契約内容等について協議を行う。なお、交渉権第1位に選定された委託予定者との協議の結果、合意に至らなかった場合等

は、交渉権第2位に選定された委託予定者と交渉を行う。

ウ 参加事業者が1者のみの場合は、各委員の評価点の合計平均点が満点の60%以上であった場合に、優先交渉権者とする。

エ 交渉権第1位に選定された委託予定者が「10.失格要件」に該当することが判明した場合は、交渉権第2位に選定された委託予定者と交渉を行う。

## (2) 結果通知

審査結果は、全ての提案者に通知するとともに、受託業者決定後、速やかに業者名、各業者の評価結果を市のホームページで公表する。

## 9. 契約手続き

優先交渉権者と業務内容や契約条件について協議し、確定させた業務仕様書に基づき、契約を締結することとする。ただし、協議において業務仕様書の内容の追加、変更又は削除を認めることとする。

## 10. 契約条件

- (1) 契約保証金 納付が必要である。
- (2) 契約保証人 プロポーザルによる受託者選定を行っており、保証人をたてることにてきさないため、不要。
- (3) その他 その他の契約に関することは、丸亀市契約規則による。

## 11. 失格要件

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合
- (4) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (5) (1) から (4) までに定めるもののほか、著しく信義反する行為があった場合

## 12. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルへの参加に係る費用については、すべて事業者負担とする。
- (2) 企画提案書は、1事業者につき1案とする。
- (3) 提出期限後の企画提出書等の修正、変更は一切認めない。
- (4) 電子メールなどの通信事故については、本市はいかなる責任を負わない。
- (5) プロポーザルについてはいつでも辞退届により辞退が可能であるが、辞退届提出後の撤回は認めない。
- (6) 優先交渉権者に選定されたことをもって、委託契約の締結をするわけではない。必要に応じて市と事業計画の協議・調整を行い、委託契約を締結する。
- (7) 本件における情報公開基準は丸亀市プロポーザル方式取扱規程第19条の別表(別紙2)

のとおりとし、当該情報公開基準を了解の上、参加すること。

### 13. 問合せ先

丸亀市都市整備部都市計画課 まちなか再生推進室

〒763-8501 香川県丸亀市大手町二丁目4番21号

電話 0877-35-7215 FAX 0877-24-8866

Email [toshikei-k@city.marugame.kagawa.jp](mailto:toshikei-k@city.marugame.kagawa.jp)

【別紙】 評価項目及び評価基準

①事業者の評価

評価項目	評価基準	配点
所在地	丸亀市内に本社、支社又は事業所を有しているか。 本社：10点 ・ 支社又は事業所：5点 ・ なし：0点	10
企業評価	事業者として過去に本業務又は本業務と類似の業務実績があるか。 有：10点 ・ なし：0点	10
業務実施体制	人員配置・協力事業者等は適切な体制となっているか。	10
計		30

②企画提案書の評価

評価項目	評価基準	配点
本市中心市街地の精通度向上につながる事業実績	本市の中心市街地の現状、課題把握などまちなかの精通度向上につながる事業・活動実績はあるか。	10
具体的な取組み方針及びプロジェクト	具体的な取組み方針とメインとなるプロジェクトの検討がなされ、興味を引くものとなっているか。	10
持続的なまちづくりの推進体制	未来ビジョン（将来像）の実現に向けた推進体制が具体的に提案されているか。	10
未来ビジョンの策定	未来ビジョンの策定にあたり、エリアプラットフォームをはじめ多様な意見を収集・整理し反映させるための提案がされているか。	15
ビジョンの周知等について	未来ビジョンの周知等を行う方法やプロセスについて、具体的かつ実現性のある提案となっているか。	10
追加提案	未来ビジョン策定にあたり、仕様書に記載の内容以外の優れた追加提案はあるか	10
見積もり金額	他の提案者との相対評価とする。	5
計		70

評 価	配 点		
	15	10	5
A（優れている）	15	10	5
B（優れている）	11	7	4
C（普通）	8	5	3
D（やや劣っている）	5	3	2
C（劣っている）	0	0	0